

電子決済手段関連業務に係る電子決済手段関係情報の管理体制の整備に関する規則

(2024 年 10 月 25 日 制 定)

(2026 年 6 月 15 日 一部改正)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規則は、事業会員（電子決済手段）が行う、電子決済手段の交換等に係る取引について、電子決済手段関係情報を利用した不公正な取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、事業会員（電子決済手段）における電子決済手段関係情報の管理体制等の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規則において、「電子決済手段関係情報」とは、事業会員（電子決済手段）の取り扱う又は取り扱おうとする電子決済手段又は当該会員に関する重要な情報であって、利用者の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該会員の行う電子決済手段等取引業の利用者（以下「利用者」という。）の全てが容易に知りうる状態に置かれていないことをいう。）をいう。

2 本規則における「情報取得者」とは、利用者からの申告又は事業会員（電子決済手段）が入手した情報により、電子決済手段関係情報を保有する者として特定された者をいう。

3 本規則における「情報管理部門」とは、事業会員（電子決済手段）が取得した電子決済手段関係情報を統括して管理する部門（電子決済手段関係情報を営業所又は事務所ごとに行う場合には、その責任者）をいう。

4 本規則における「受注管理部門」とは、「電子決済手段関連業務に係る受注管理体制の整備に関する規則」第 3 条第 1 項に定める受注管理部門をいう。

5 本規則における取引審査部門とは、「電子決済手段関連業務に係る不公正取引等の防止に関する規則」第 4 条に定める取引審査部門をいう。

第 2 章 電子決済手段関係情報の管理

(情報管理部門の設置等)

第3条 事業会員（電子決済手段）は、情報管理部門を設置し、同部門に適切な人員を配置しなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段関係情報が適切に扱われるように、当該情報に接する全部門に属する役職員に対し、適宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。

3 事業会員（電子決済手段）は、情報管理部門並びにその担当役員を、電子決済手段等取引業に関わる営業部門及び「電子決済手段関連業務に係る受注管理体制の整備に関する規則」第3条に定める受注管理部門から独立させるものとする。

（社内規則の制定等）

第4条 事業会員（電子決済手段）は、その業務に関して取得した電子決済手段関係情報の不適切な利用を防止するため、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- (1) 電子決済手段関係情報に該当し得る情報の類型及び範囲
- (2) 電子決済手段関係情報を取得した際の手続に関する事項
- (3) 電子決済手段関係情報を取得した者における電子決済手段関係情報の管理に関する事項
- (4) 情報管理部門の情報管理手続に関する事項
- (5) 電子決済手段関係情報の伝達手続に関する事項
- (6) 電子決済手段関係情報の抹消手続に関する事項
- (7) 禁止行為に関する事項
- (8) その他会員が必要と認める事項

2 事業会員（電子決済手段）は、前項に定める社内規則及び本規則の内容を遵守し、適正かつ確実に情報管理業務を実施するための社内管理体制を構築しなければならない。

（電子決済手段関係情報の取得時の取扱い等）

第5条 事業会員（電子決済手段）は、役職員がその業務に関して電子決済手段関係情報を取得したときは、直ちに、当該役職員をして情報管理部門に報告させなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた情報管理部門は、当該役職員に対する当該電子決済手段関係情報の管理等に関する必要な指示その他当該電子決済手段関係情報の適切な情報管理のために必要な措置を講じなければならない。

（電子決済手段関係情報の管理）

第6条 事業会員（電子決済手段）は、その業務に関して取得した電子決済手段関係情報を管理するための記録簿を作成し、保管しなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、その業務に関して取得した電子決済手段関係情報が記載された書類について、他の部門から隔離して管理する等、当該電子決済手段関係情報が業務上不必要な役職員に伝わらないよう適切に管理しなければならない。

3 事業会員（電子決済手段）は、その業務に関して取得した電子決済手段関係情報が記載された電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、当該電子決済手段関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう適切に管理しなければならない。

（電子決済手段関係情報の第三者への伝達等）

第7条 事業会員（電子決済手段）の役職員は、自己または第三者の利益を図ることを目的として、その業務に関して取得した電子決済手段関係情報を、第9条に基づいて利用者に公表する以外の方法により、第三者に伝達又は利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業会員（電子決済手段）の役職員は、業務の適正かつ確実な遂行に必要な場合には、情報管理部門における責任者の承諾を得た上で、当該電子決済手段関係情報を第三者に伝達し又は利用することができる。

3 事業会員（電子決済手段）は、前項に基づき、業務上、第三者との間で電子決済手段関係情報を共有しなければならない場合には、当該第三者との間で電子決済手段関係情報の漏えいを防止するための取り決めを図り、その適切な運用管理に努めなければならない。

（電子決済手段関係情報の抹消等）

第8条 事業会員（電子決済手段）は、管理している電子決済手段関係情報が公表された場合等、当該情報を抹消すべき状態にないかを定期的に確認しなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、管理している電子決済手段関係情報が公表された場合又は当該情報に係る事象が発生しないことが明らかとなった場合その他電子決済手段関係情報を抹消することが適当と客観的かつ合理的に判断できる場合には、当該電子決済手段関係情報を抹消することができる。

3 事業会員（電子決済手段）は、管理している電子決済手段関係情報の登録内容について変更がないか等、適宜の見直しを行うものとする。

（電子決済手段関係情報の利用者への公表）

第9条 事業会員（電子決済手段）が管理している電子決済手段関係情報を利用者に公表する場合には、その概要をホームページに掲載する方法その他全ての利用者が閲覧できる方法によりこれを公表しなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、利用者に配布する資料について、電子決済手段関係情報の記載の有無を確認の上、その結果を記録し、保存しなければならない。

（ニュース配信に関する留意事項）

第10条 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段に関するニュース配信サービスを提供する場合、情報管理部門による確認を経ずに電子決済手段関係情報が配信されることを防止するために必要な体制を整備しなければならない。

第3章 禁止事項

（電子決済手段関係情報の照会及び回答の禁止）

第11条 事業会員（電子決済手段）の役職員は、電子決済手段関係情報について不正な情報追求や詮索を行ってはならない。

2 事業会員（電子決済手段）の役職員は、電子決済手段関係情報について不正な情報追求や詮索を受けたときは、回答してはならない。

3 事業会員（電子決済手段）の役職員は、前項の追求や詮索を受けた場合は、速やかに情報管理部門に報告しなければならない。

（電子決済手段関係情報を提供しての勧誘等の禁止）

第12条 事業会員（電子決済手段）の役職員は、利用者に対して電子決済手段関係情報を提供又は利用して、電子決済手段関連業務に係る取引の勧誘をしてはならない。

（自己売買の禁止）

第13条 事業会員（電子決済手段）は、その業務に関して取得した電子決済手段関係情報を利用して、自己の計算において電子決済手段の取引を行ってはならない。

2 事業会員（電子決済手段）の役職員は、その者の職務に関して知った電子決済手段関係情報を利用して、自己の計算において電子決済手段の取引を行ってはならない。

第4章 情報取得者に対する対応

（情報取得者登録）

第 14 条 事業会員（電子決済手段）は、利用者からの申告又は当該会員が入手した情報により特定された情報取得者及び情報取得者である蓋然性が高いと認められる者（以下「情報取得者等」）について、当該者が情報取得者等である旨を利用者情報（「電子決済手段関連業務に係る利用者の管理及び説明に関する規則」第 5 条第 1 項に定めるものをいう。）に記録しなければならない。

（取引の報告等）

第 15 条 事業会員（電子決済手段）は、情報取得者等から、当該情報取得者等が保有する又は保有する蓋然性が高いと認められる電子決済手段関係情報に係る電子決済手段に係る注文が行われた場合には、その内容を取引審査部門に報告しなければならない。

2 取引審査部門は、前項による報告を受けた場合には、情報取得者等による取引が、当該情報取得者等自身又は第三者の利益を図ることを目的として電子決済手段関係情報を利用した取引（以下「電子決済手段関係情報利用取引」という。）に該当しないかを確認しなければならない。

（取引の謝絶等）

第 16 条 事業会員（電子決済手段）は、前条第 2 項の確認の結果、情報取得者の取引が電子決済手段関係情報利用取引である又はそのおそれが高いと判断した場合には、当該利用者への注意喚起、当該取引に係る注文の謝絶、当該利用者との取引の停止など、適切な措置を講じなければならない。

附則（2024 年 5 月 10 日決議）

この規則は、2024 年 10 月 25 日から施行する。

附則（2026 年 6 月 15 日決議）

この規則は、2026 年 6 月 30 日から施行する。

「電子決済手段関連業務に係る電子決済手段関係情報の管理体制の整備に関する規則」に関するガイドライン

(2024 年 10 月 25 日 制 定)

第 1 条関係

本規則の主たる適用対象は、「電子決済手段の交換等」のうち、①競争売買取引方式又はマーケットメイク方式取引による利用者の電子決済手段の売買又は交換の媒介、②店頭取引により行われる利用者との売買又は交換取引を指します。また、「電子決済手段の交換等」のうち、電子決済手段の交換等の代理、取次ぎ（以下、「取次ぎ等」といいます。）についても、取次ぎ等を通じて利用者あるいは会員が故意に他の会員の運営する市場を乱す取引を仕向けることは市場の信頼性を傷つける不適切な行為であることから、当該業務の実施上、対応が可能な範囲をもって本規則を適用するものとします。

第 2 条第 1 項関係

電子決済手段関係情報に該当し得るものとして、例えば、以下の情報が考えられます。

- ・ 当該電子決済手段に使用されるブロックチェーンの分岐その他電子決済手段に用いられる技術的仕様の変更その他の当該電子決済手段の機能、効用又は計画に関する重要な変更
- ・ 当該電子決済手段の発行者の破産手続、特別清算手続、民事再生手続又は会社更生手続その他これに類する倒産手続の開始その他の当該電子決済手段の仕様等を決定し得る者又は団体の業務の運営又は財産の状況の重大な変化
- ・ 電子決済手段等取引業者（自己を含む。）や海外の事業者等が当該電子決済手段の取扱いを開始又は廃止する旨の決定、当該電子決済手段の価格に重大な影響を及ぼす程度に大規模な取引の受注を受けた事実の発生その他の当該電子決済手段の価格又は流動性に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生
- ・ 自己の電子決済手段等取引業の遂行に重大な支障を及ぼすセキュリティインシデントの発生、倒産手続の開始その他の自己の電子決済手段等取引業に係る業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生

なお、会員又は会員のグループ会社（以下「会員等」といいます。）が電子決済手段の発行者であるなど当該電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に会員等の内部における重要な決定事実、発生事実等が影響を及ぼすと認められる場合には、金融商品取引法第 166 条第 2 項各号の重要事実を参考として、電子決済手段関係情報の管理を

行うことが必要となります。

なお、当該情報が、会員のウェブサイト又はニュースメディア等により不特定多数の者の閲覧し得る状態にある場合には、利用者の全てが容易に知りうる状態に置かれているものと考えられます。

第3条第1項関係

電子決済手段関係情報を取得した役職員の行動を管理し、モニタリングするためには、営業所ごとに適切な人員を配置する必要があります。

第7条第1項関係

電子決済手段関係情報は、対象とする情報、情報を有する役職員の氏名、情報の取得日及び公表日などを記録管理することが望ましいものと考えられます。一方、小規模の会員においては役職員が好むと好まざるとに関わらず全役職員が電子決済手段関係情報に触れてしまうことがあり得ます。このような場合には、電子決済手段関係情報の当初の入手日と当該電子決済手段関係情報を抹消した日のみを記録することとするこもやむを得ないものと考えます。ただし、このような場合には、例えば、自社の取り扱う電子決済手段について、電子決済手段関係情報が存在する期間中は、本規則第13条に基づいて、全役職員に対して当該電子決済手段の取引を禁止するなどの措置を講じ、役職員による電子決済手段関係情報を利用した取引の防止を図るために必要な措置を講じる必要があります。

第12条関係

会員の役職員は利用者に電子決済手段関係情報を漏らして取引を勧誘してはなりません。また、利用者に電子決済手段関係情報を漏らしてはいないものの、役職員が電子決済手段関係情報を知りながら、その情報を基に利用者への利益の提供や損失の補てんを意図して、勧誘を行うことも本条に基づき禁止されます。また、意図的に利用者に対して電子決済手段関係情報から予想される価格変動の方向性と異なる方向の取引の勧誘を行うことも、当然、本条に基づき禁止されます。

第13条関係

本条は、自己取引を一切停止することを求めるものではありません。意図的に電子決済手段関係情報を利用し、会員が先回りをして取引を行うことを禁ずるものです。例えば会員が新たに電子決済手段を取り扱うことを公表したときには当該電子決済手段の価格が著し

く高まることが期待されるような状況にあるときに、自らの取扱い開始を伏せて自己取引により当該電子決済手段を取得し、公表後に売り抜ける行為は、「電子決済手段関係情報を利用した」取引に該当する可能性が高く、たとえ流動性の供給を名目としたとしても公正な行為とは言えないものと考えます。一方、取扱い中の電子決済手段に関し電子決済手段関係情報を入手した場合であっても、自己取引を行う役職員に対する情報遮断を徹底し、自己取引を継続することは、利用者からの信頼が損なわれないと認められるため、「電子決済手段関係情報を利用した」取引には該当せず、かかる取引を行うことは可能と考えます。また、一定の基準に基づき自己ポジションの管理を徹底し、電子決済手段関係情報の有無に関わらず、基準の運用を徹底することによっても、同様に自己取引を継続することができるものと考えます。

第4章関係

利用者が自己又は第三者の利益を図ることを目的として、会員の取り扱う若しくは取り扱おうとする電子決済手段又は当該会員に関する電子決済手段関係情報を利用する行為は、府令第30条第2項第4号に規定する「その他の電子決済手段の交換等に係る不公正な行為」にあたり、会員は、同号に基づきその防止を図るために必要な措置を講じなければなりません。かかる措置として、本規則は、本条において、電子決済手段関係情報の保有者または保有者である蓋然性が高いと認められる者を情報取得者等として登録すべきことを定めています。また、これを前提として、第15条において、登録された情報取得者等から、その保有する又は保有する蓋然性が高いと認められる電子決済手段関係情報に係る電子決済手段に係る注文が行われた場合には、取引審査部門にて当該取引が自己又は第三者の利益を図ることを目的として電子決済手段関係情報を利用した取引（電子決済手段関係情報利用取引）に該当しないか確認すべきこと、第16条において、かかる確認の結果、当該情報取得者の取引が電子決済手段関係情報利用取引である又はそのおそれが高いと判断された場合は、当該取引の謝絶を含む適切な措置を講じるべきことを定めています。

第14条関係

「情報取得者である蓋然性が高いと認められる者」の該当性については、各会員が合理的に判断するものとします。例えば、利用者の口座開設時において、当該利用者が電子決済手段に係る職業であることが判明した場合には、勤務先、勤務先における役職等の申告を求め、かかる情報を総合して情報取得者である蓋然性が高いと認められる場合（電子決済手段又は電子決済手段に関する情報を取り扱う可能性が高い職業、勤務先、役職であ

る場合等)に「情報取得者である蓋然性が高いと認められる者」として登録することが考えられます。

附則（2024 年 5 月 10 日決議）

このガイドラインは、2024 年 10 月 25 日から施行する。